いう。）の測定に関し、保安基準第8条第7項の告示で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。ただし、第5条第1項第4号及び第5号以外の場合における自動車（国土交通大臣が定める自動車を除く。）にあっては、この限りでない。

一　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08モード法により運行する場合における電力1kWh当たりの走行距離をkmで表す方法

二　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法により運行する場合における電力1kWh当たりの走行距離をkmで表す方法

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車又は車両総重量三・五トン以下の自動車であって本邦に輸出されるものについては、法第七十五条第四項の規定による検査の際、細目告示第十条第三項第一号の規定は、「次のいずれかの」を「ロに掲げる」と読み替えて適用する。	（新設）
8　車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車にあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）については、法第七十五条第四項の規定による検査の際、保安基準第八条第六項及び細目告示第十条第三項第二号の規定は、適用しない。	（新設）
9　法第七十五条第四項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。	（新設）

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）	（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）
第三条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号（これらの規定を同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第三条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。